

○くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の採捕の停止（水産課）

石川県告示第100号の2

石川県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年11月30日石川県規則第44号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲



石川県資源管理方針（令和2年11月27日石川県告示第396号）別紙1－4及び別紙1－5に規定するくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和3管理年度の本県の全ての知事管理区分における漁獲量の総量が都道府県別漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第2号に掲げる場合に該当すると認める。